

## 令和6年度第5回臨時総会 議事録

開催日時	令和6年9月6日（金） 午後3時00分～午後3時31分
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿 池澤 誠 石黒 康誠 植田 俊博 加藤 孝幸 長山 裕美 大野 哲 森田 浩明 古田 辰雄 竹内 佳代 中島 正根 山本 和正 前田 眞作 廣瀬 良之 久保 壽美男 川澤 一博 山脇 天臣 以上 17名
欠席委員	中島 義幸 中村 富貴 以上 2名
事務局	宮田事務局長 上田次長 近森主幹 堀内係長 島田主任 北村主任 以上 6名
議 題	議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
報告事項	農業経営改善計画等の認定について
その他	

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後 3 時 00 分)
議事録署名委員	議長が、石黒康誠委員、山脇天臣委員を指名する。
議 事	<p>それでは、お手元に配付いたしました会議次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第 1 号、高知市農業施策等に関する意見書の提出についてです。議案の説明の前に、作成の経過について、農業振興施策検討委員会の植田委員長から、説明をお願いします。</p>
植田委員長	<p>はい。それでは、意見書案の作成の経過についてご説明させていただきます。</p> <p>高知市農業施策等に関する意見書の要望項目は、8月7日以降、会長に指名された農業委員をメンバーとして設けられた、農業振興施策検討委員会において、3度にわたる検討を重ね、取りまとめを行いました。</p> <p>そして、事前審査会にて推進委員にも原案の説明を行い、最終的に委員全員の総意として要望項目を決定いたしました。</p> <p>本日提出しております議案は、これまで同様、全てが農業者の生活に直結する重要な施策、という位置付けをしております。</p> <p>今回の総会で最終的な決定となりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。要望項目については、事務局から概要説明をしてもらい、その後、ご審議をいただくようにいたします。</p> <p>それでは、大項目の1番「農地等の利用の最適化の推進に関する要望」について、事務局から説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案第 1 号「高知市農業施策等に関する意見書の提出について」ご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをご覧ください。要望項目につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する要望が 5 項目、高知市の農業発展に関する要望が 8 項目、国・県への要望が 6 項目で合計 19 項目となっております。</p> <p>これから事務局が読み上げをしていきますが、先ほど植田委員長からもありま</p>

堀内係長	<p>したとおり、今回が最終の審議の場となりますので、要望項目の見出し、内容など、全体的にご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお開きください。「1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望」は5項目となります。</p> <p>(1)行政主導による農地の集約と基盤整備の推進としまして、本市の農業を持続的に維持するためには、農地の集約と基盤整備の推進により、管理しやすい状態で後継者に引き継ぐことが重要であるが、農業者の高齢化、耕作放棄地や所有者不明農地の増加など、地域における課題が多く、積極的な推進が困難な状況である。認定農業者など地域の中心的な農業者とともに、引き続き、行政が主導的な役割を担い、将来に向けた産地の維持・発展につながるよう農地の集約と基盤整備を推進すること、とまとめました。</p> <p>(2)農道及び農業用排水路等の機能維持に対する支援としまして、農地に隣接する農道及び用排水路の老朽化がかなり進行し、その機能を果たしていないところもあるなかで、高齢化等による担い手不足により、地域での補修・改修が困難になっていることから、我が国の食料供給力を確保し、農地の適正な保全に向けて、農道及び農業用排水路等の機能維持に対する支援に取り組むこと、とまとめました。</p> <p>(3)有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化としまして、有害鳥獣対策は、被害が生じている限り継続した取組が必要であるが、そのためにも現行の捕獲報償金や被害防止柵設置及び狩猟者への各種支援が縮小されることのないよう、引き続き、予算確保に努めるとともに、ICT技術を活用した対策等の先進的取組の研究や、棲み処を作らないための環境整備を含め、被害撲滅に向けた対策強化に取り組むこと、としました。</p> <p>(4)耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進としまして、近年の農業資材等の高騰に加え、長らく続いている農産物販売価格の低迷により、農地を耕作し農地として維持する意欲が減退する農業者も多い。一度耕作放棄された農地は、農業委員会の指導だけでは解消につなげることは困難なことから、担い手や営農組織が行う耕作放棄地再生の取組への支援や、意欲ある企業などが新たに参入しやすい取組の推進、また、少ない労力で栽培できる作目の研究など、行政による</p>
------	---

堀内係長	<p>農地を維持し活用するための対策を行うこと、とまとめました。</p> <p>議案書は3ページに入ります。(5)多様な就農希望者を対象とした支援制度の拡充としまして、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、将来の地域農業の担い手を確保・育成することは喫緊の課題である。新たな担い手は若い世代だけでなく、親のあとを継ぐために50歳を超えて就農し、担い手として地域の活性化に寄与している場合もあることから、年齢に関係なく就農希望者を支える仕組みが必要となる。そのため国・県の補助事業における年齢要件の見直しの働きかけとともに、市独自の支援制度創設についても検討すること。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する要望については、以上5項目となります。</p>
議長	<p>農地等の利用の最適化の推進に関する要望についての説明が終わりました。この件について、何かご意見等ございませんか。</p>
中島正根委員	<p>2番の用排水路について、用水と排水のことと思いますが、農業用の排水路と取られそうなので、用水と排水の両方が分かるように、表現の仕方を工夫するようお願いします。</p>
堀内係長	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p>
委員	<p>— 意見・質問なし —</p>
議長	<p>ないようですので、ただいまの要望項目については決定して構いませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、先ほどの修正を加えて決定いたします。</p> <p>次に大項目の2番「高知市の農業発展に関する要望」について、事務局から説</p>

議 長	明願います。
堀内係長	<p>議案書は4ページになります。「2 高知市の農業発展に関する要望」は8項目となっております。</p> <p>(1)農業用機械等の導入・更新に対する支援拡充としまして、改正されました食料・農業・農村基本法では、「食料安全保障」が基本理念の柱として位置付けられ、農業生産基盤を確保し、農業の持続的な発展を図る必要性が明記された。自給率が低迷する中、農業生産基盤の維持・強化を目指すために、今年度末までに策定される地域計画に基づき、既存の中心経営体や新規就農者に加えて、営農組織の育成を図り経営発展を促すことができるよう、営農組織が行う農業機械等の導入とともに、更新時に活用できる支援を新たに追加すること、としました。</p> <p>(2)女性農業者が活躍できる環境づくりとしまして、国は「第5次男女共同参画基本計画」において、農業委員会における女性登用の目標を30%に設定するなど、男女共同参画を推進しているが、現状との間には隔りがある。女性農業者を対象とした研修や交流の場を充実させるなど、女性が農業の担い手として活動しやすい環境を整えるとともに、農業者及び関係者の意識変革を推進し、女性登用の促進など、農業における男女共同参画に向けた取組を進めること、とまとめました。</p> <p>(3)市街化区域内農地の有益性を踏まえた生産緑地制度の周知。生産緑地に指定された農地は、農業生産基盤としてだけでなく、災害時には一時避難場所や災害ごみの集積場等となるなど、有事において活用が見込まれる有益な土地となっている。そのため、これらの有益性を標識に明記し、市街化区域内における営農活動に住民の理解と協力を得られるよう周知を図ること、としました。</p> <p>(4)農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援としまして、農業用資材の価格高騰や農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境が厳しい中で、償却資産課税が農業者の重い負担となっている。営農に必要なビニールハウス等の農業用資産への課税見合いを財源に、農業振興を目的とする新たな支援制度を創設すること、とまとめました。</p> <p>議案書は5ページに入ります。(5)雇用による就農者育成に取り組む農業法人等</p>

堀内係長	<p>への支援としまして、後継者不足などにより個人農家が減少していく中で、農業法人等は雇用による農業従事者の確保・育成に取り組んでいる。農産物価格が低迷し、生産コストに見合った収益を得ることが困難な状況で、最低賃金引き上げによる人件費の上昇により、雇用就農の機会喪失につながることはないよう、農業法人等の雇用力を維持するための支援策を講じること、とまとめました。</p> <p>(6) 放置された農業用燃油タンクの防災対策への支援としまして、南海トラフ地震への備えを早急に進め、二次災害リスクの軽減を図るためには、高齢化による離農などにより、重油が未処理のまま放置された廃タンクの撤去を行うことが防災上の観点からも極めて重要であるため、廃タンクの撤去を対象とした補助制度を創設すること、とまとめました。</p> <p>(7) 南海トラフ地震に対する事前復興計画の検討としまして、南海トラフ地震が発生すれば、沿岸部の農地は津波被害を受け境界が不明になるうえに、海水による塩害などにより、農業生産基盤に対する影響が想定されることから、現在策定に向けて検討されている「高知市まちづくり事前復興計画」において、関係機関の協力のもと、被災後の農地の集積・集約なども含めた、地域農業の具体的な復興までのロードマップを定めること、としました。</p> <p>(8) 中山間地域における農業・林業に対する複合的な支援としまして、中山間地域では、農業と林業は人々の暮らしを支える産業の両輪として、これまで密接に関わってきたことから、森林を適正に整備し木材の価値を高めるとともに、木材の需要拡大による価格の安定化やシキミ、サカキなどの特用林産物の消費拡大など、中山間地域の産業として農業と林業の複合的な維持・発展を図る取組を進めること、とまとめました。</p> <p>高知市の農業発展に関する要望は以上となります。</p>
議長	<p>高知市の農業発展に関する8つの要望について説明が終わりました。何かご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>— 意見・質問なし —</p>

議 長	<p>特にないようですので、ただいまの内容で決定したいと思います、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>— 異議なし —</p>
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p> <p>次に大項目の3番「国・県への要望」について、事務局から説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案書は6ページになります。「3 国・県への要望」は6項目となっております。</p> <p>(1)農産物の適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりとしまして、生産資材等の高騰による生産コストの上昇分を、農業者は農産物の販売価格に転嫁できない状況が続いていることから、農業を取り巻く環境や生産現場の厳しさを消費者に広く知ってもらう必要がある。生産コストを販売価格に適正に転嫁できるよう、国においては「合理的な費用」を考慮すべく、「コスト指標」の作成など新たな仕組みづくりが進められているなかで、牛乳と豆腐・納豆で先行させていく方針が示されているが、この検証のもと、米や野菜などにも適用できるよう、早期に取り組むこと、としました。</p> <p>(2)「食料安全保障の強化」に向けた農業の持続的発展のための支援としまして、前述の農産物の適正な価格形成にも課題があるとおり、農業を取り巻く環境は厳しい状況下にあるため、改正された食料・農業・農村基本法にも掲げる「食料安全保障の強化」に向け、農業の持続的発展と農業者の長期的な経営安定化を図るための総合的な支援策を検討すること、とまとめました。</p> <p>(3)耕作放棄地の発生防止・解消に向けた制度改正としまして、農地法では、農地に権利を持つものは、当該農地を適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと定められている。一方で、耕作放棄した場合の農地所有者に対する罰則規定はなく、耕作者の高齢化の進行と相まって、土地持ち非農家が増加している現状においては、農業委員会の対応では限界があり、耕作放棄地の増加に歯止めがかからない状況となっている。この課題を解決するために、農地法への罰則規定</p>

堀内係長	<p>の追加や耕作放棄地の国庫帰属など、国が主体となり、耕作放棄地解消に向けた制度改正の検討を行うこと、とまとめました。</p> <p>(4) 農薬取締法における農薬登録手続き等の簡素化としまして、農林水産省は、使用基準に基づき使用すれば安全と判断した農薬については、農薬取締法に基づき作物ごとに登録を行っているが、近い種類の作物であっても、その作物に登録のない場合は使用できないこととなっている。安全で効果的な防除がスムーズに行えるよう、農薬登録手続き等の簡素化を図ること、とまとめました。</p> <p>議案書は7ページになります。(5) 外来植物及び外来生物に対する検疫体制の強化としまして、外来植物及び外来生物は、その驚異的な繁殖力で農林水産業に被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在であり看過できない状況となっているため、検疫体制をさらに強化し、万全の侵入防止対策に努めること、とまとめました。</p> <p>(6) 春野地域における新川川支線の治水対策としまして、春野地域の新川川、長浜川へ流れ込む支川、四谷川、大用川及び長谷川などについては、県予算にて浚渫工事など一定の対策が行われているものの、時間の経過とともに土砂の堆積が繰り返される状況にあるため、豪雨時に農地等への浸水リスクが生じることのないよう、予算確保の上、定期的に対策を講じること、とまとめました。</p> <p>説明は以上となりますが、それぞれの要望項目は、意見書として書面で提出されることを考慮した内容に整えられております。施策検討委員会の中で委員の皆様から出た、要望に至った思いや、さらに踏み込んだ意見などについては、意見書提出の場で、運営委員から経過等について説明を行い、運営委員以外の委員の方も、補足説明を行うことが可能となっております。</p> <p>なお、本日の臨時総会以降の意見書に対する修正は、会長に確認していただき、了解を得たうえで、とりまとめていきますので、ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>国・県への要望6項目について、ご意見・ご要望はございませんか。</p> <p>春野の新川川（長浜川）の件について、支川から流れ込んでくる新川川（長浜</p>



委員	<p>川) が未だ改良されていないので、早期に改良してもらう必要がある。他の支川のゴミや土砂が溜まっており、浚渫も遅れてきているのが現状。とにかく一番は、流れ込んでくる本線の川の工事を早くしてもらいたい。長い時間かけて工事しているが、何メートルも進んでいない。昔と違って南ヶ丘と蒔絵台の団地ができてから水量が増え、大変なことになっている。是非お願いします。</p>
議長	<p>先ほどのお話について、意見書を修正することとし、新川川（長浜川）と支川の両方の対策について加えるよう、よろしくお願いします。</p> <p>他にございませんか。</p>
委員	<p>— 意見・質問なし —</p>
議長	<p>ないようですので、6番につきましては修正を加えて決定することとします。</p> <p>その他については、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。要望項目についての審議は以上です。</p>
委員	<p>続きますので、令和6年度「意見書の提出」に向けてのスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。</p>
議長	<p>はい。今後のスケジュールについてご説明いたします。</p>
島田主任	<p>意見書の提出は、10月24日 木曜日に、たかじょう庁舎6階大会議室にて、執り行います。</p>
委員	<p>意見書の提出に当たっては、運営委員による要望項目の説明を行いますが、その際、補足の説明を希望される委員さんがおいでましたら、9月27日金曜日までに、どのような補足説明を予定しているのか、事前に事務局までご連絡をお願いいたします。</p>

島田主任	意見書提出についての案内は、後日お送りいたします。
	委員の皆様には、ご出席と、運営へのご協力を、よろしくお願ひいたします。
	説明は、以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出についての審議と報告が終わりました。
	ここまでで、何かご質問等はございませんか。
	— 意見・質問なし —
委 員	
議 長	ないようですので、次に議案第2号に移ります。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、事務局より説明願ひます。
北村主任	それでは、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてご説明いたします。
	相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過することに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から、2件の照会がありました。
	議案第2号と記載しております資料の1ページと2ページをご覧ください。
	案件1と2は、被相続人が平成16年1月に亡くなられたことにより、2人の相続人が、三里地区の計4筆、3,278.56㎡の農地について、それぞれ2分の1にあたります1,639.28㎡を相続したのち、営農を継続し20年が経過するものです。
	また、各ページの欄外に※印で記載しておりますとおり、1番の土地につきましては、国土調査により2番の土地を合筆したことで、申告時から面積が変更となっております。
	2番の土地につきましては、1番の土地に合筆となっております。
	3番の土地につきましても国土調査による錯誤のため、申告時から面積が変更となっております。
	以上2件の案件につきまして、相続人が同行のうえ、地区の推進委員と現地調

北村主任	<p>査を行い、農地として使用されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の所在地番、利用状況等の詳細については、議案書に記載のとおりです。税務署に、これらの内容で報告したいので、承認をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>— 意見・質問なし —</p>
委 員	<p>ないようですので、本件は原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>— 異議なし —</p>
委 員	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、原案どおり承認すること</p>
議 長	<p>といたします。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画等の認定について、事務局から報告願います。</p> <p>— 農業経営改善計画等の認定について 報告 —</p>
堀内係長	<p>報告が終わりましたが、この件についてご質問等はございませんか。</p>
議 長	<p>— 意見・質問なし —</p>
委 員	<p>ないようですので、以上で、本日本日予定しておりました議題は全て終了しました。</p>
議 長	<p>その他に、委員の皆さんから、何かご意見等はありませんか。</p> <p>— 意見・質問なし —</p>

委員 議長	ないようですので、以上をもちまして、令和6年度第5回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時31分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月12日

議長 大野 哲

議事録署名委員 石黒 康誠

議事録署名委員 山脚 天臣

議事録作成者 島 田 佳 史